

ID: 1123

担当部署: 総務部 参事(防災担当)

<b>処分の概要</b>	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示		
<b>法令名 根拠条項</b>	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第111条第1項		
<b>法令番号</b>	平成16年法律第112号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第111条第1項の規定による。                  (市町村長の事前措置等)</p> <p>第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成 28 年 7 月 1 日	<b>最終変更年月日</b>	令和元年 6 月 21 日